

2022・12・12

多田 政拓 議長 様  
高山 正人 議会運営委員会 委員長 様  
内藤 圭子 議会運営委員会 副委員長 様

早来地区住民 吉岡政昭

早速本題に入ります。

実は、本年9月議会における議長諸般事項報告の所掌事務報告「議会運営委員会報告」の中で、8月1日に実施された議会運営委員会の所掌事務調査の報告が、内藤副委員長によってなされました。

事件名は、「令和4年第6回安平町議会定例会（議事運営）の反省について」とされるものですが、「結果」とされた①～③の内、②と③の内容が、特定議員に対する一方的批判を思い起こさせるものであり、改めて確認を必要とするものです。

以上の観点に立って、以下、質問・確認をさせていただきたくお願いするものです。

**「定例会終了後は、必ず、議会運営委員会を開催するように」と求めた理由の検証は、「過去4年間」議員だった者全員にとって、関係することであり、知る必要と権利がある。**

**令和4年第6回安平町議会定例会を含むこれまでの本会議の議事運営に係る反省点** についての**結果報告に対する質問**

質問1、そもそも、事件名が「令和4年第6回安平町議会定例会（議事運営）の反省について」となっていたのに、実際の「調査概要」が、「令和4年第6回安平町議会定例会を含むこれまでの本会議の議事運営に係る反省点について調査した」とあります。質問致します。

- (1) 当初、「令和4年第6回安平町議会定例会（議事運営）の反省について」となっていた「調査目的」が、いかなる理由で「一を含むこれまでの本会議の議事運営に係る反省点」に変わったのですか？
- (2) 追加された調査項目の中の「これまで」の意味が、「過去4年間」に限定されて調査されたことになっていますが、この期間の「反省」とは、「過去4年間に在籍した」が、現在は在籍していない議員も「反省（批判）の対象」とされていることになります。①場合によっては、「欠席裁判」の恐れはあ

りませんか？

②欠席裁判を受けた元議員の反論の機会は、いつ、どのような形で与えられるのですか？

**以下の質問は、所掌事務調査報告書の「(9) 結果」①②③」に関して行います。**

質問 2, 結果③「定例会終了後の議会運営委員会の開催について」とある中での次の文言「過去 4 年間の議会を振り返ると」について質問します。

(1) 「過去 4 年間の議会」とは、2018年4月の選挙で当選した議員により構成された議会のことですか？

つまり、私、吉岡を含む【4年間の議会】ということですね。

(2) 「それはダメだと思われることを何回も繰り返す議員もいた」と述べています。

①「何回も繰り返す議員」の数は何人ですか？

②【ダメと思われること】とは、何のことか？

その内容を具体的に示して下さい。

③「ダメだと思われること」と判断したのは、誰か？

組織的検討の上での「ダメ判断」ですか？

また、その組織とはどこですか？

(3) (何回も繰り返す議員に対し)【議会運営委員会で指導するなどしっかりして欲しいという思いがある】と記されていますが、

①【思い】とは、「誰の思い」ですか？

この「所掌事務報告」の文章を書いた方（事務局長？）の思いですか？

②「議会運営委員会で指導する必要がある」との認識ですが、この件に関し「議会運営委員会で指導する必要がある」とする事項を具体的に示して下さい。

③「議会運営委員会で指導する」とありますが、「議会運営委員会が、組織として「議員を指導」できるのですか？

できるとするするならば、法令上の根拠（内容と手続き）を示して下さい。

すなわち、議員必携（自治法・「標準」町村議会会議規則）や安平町議会規則、安平町議会委員会条例等々の名称、条項は何か、示して下さい。

(4) 「定例会終了後は必ず、反省的なことを行って欲しい。」とある。

①【行う】ではなく【行って欲しい】というのは、誰の希望か。

②「必ず、反省的なことを行って欲しい。」とあるが、これは、議連のメンバーが必要があると判断するしないにもかかわらず、「必ず実施する」ということですね。

**質問 2 - 1 結果②** 「質疑のあり方について」中にある「審議中の議案と関係のない質疑が行われる場面がこれまで多々見受けられた」ので「議事運営に改善を求める」とあることについて質問致します。

(1) 「議事運営に改善を求めている」のは、誰ですか？

(2) 「審議中の議案と関係のない質疑」とあるが、具体例を挙げて欲しい。ケースの中には、問題点を浮き彫りにしようとして、質問者が必要と判断して行っていると思われる場合がある。

「関係のないこと」との評価に客観性があるのか？

(3) 【関係があるかないか】などの判断は、専ら、議長の仕事である。もし、議事進行上、疑義があると他の議員が判断した場合は、議事進行の先決動議で対応するべきで、そうした手順を経ることなく、一方的に発言停止を求めるなどは、あり得ない対応である。  
(鳥越議員による発言妨害の悪例を教訓にするべきだ。別途資料)

**質問 2 - 2, 結果②** 「質疑のあり方について」とある中に「基本の徹底を望む」とあるが、【望んだ】のは誰か？(個人か、議会運営委員会か?)

※質疑のテクニックとして「わかっていることも、一つ一つ確認して、その前提で質問、追及の場合もある」

※町民サイドの素朴な疑問を町民を代弁して行われる質問もあり、それはそれで町民サイドに立てば無意味ではない。知らない町民を代表しての質問と考えれば良いのではないか。

以下、実際に議会で行われた**記憶にある**質問例。

①PCBの意味は？

②一般競争入札・指名競争入札・随意契約はどう違うか？

**質問 3、本会議で報告された「8月1日」の議会運営委員会報告事項の一部省略について**

(1) 内藤副委員長が朗読した中で(9)結果以下は、省略している。

他方、高山議員の報告の際は、(9)の結果以下、「別紙」まで朗読している。

**内藤副委員長の「(9)結果以下」の朗読の省略は、意図的なものか？**

